

全国



第2075号

ぜんこくしきかいじゅんぽう

## 市議会旬報

平成31年 2月15日  
(2019年)毎月3回5の日に発行  
発行 全国市議会議長会〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 滝本 純生  
<http://www.si-gichokai.jp>

## 議会事務局職員研修会

66回目 655人が参加 本会

本会は1月23、24の両日、東京・大田区産業プラザで第66回全国市議会事務局職員研修会を開催した。全国の市区議会から655人の事務局職員が参加し、1日目は総務省自治行政局の森源二行政課長が「地方行政をめぐる最近の動向について」、元掛川市議会事務局調整官の廣畠雅己氏が「職員OBの知見で議員活動を支援」、本会調査広報部の篠田光洋副部長が「議会運営について」、委員会の制度と運営」を題して講演。2日目は南さつま市議会事務局庶務調査係長の相星幸滋氏が「会議録音声識別システムの活用について」、日本速記協会理事の山崎恵喜氏が「会議録作成上の留意点」、「筋縄ではない発言の文章化」、「事務局の皆さん、新しく

と題して講演した。研修会の講演議事録は3月末に全市発送する。次回研修会は来年1月30、31両日に同会場で開催の予定。

自治体発展へ尽力を



森行政課長

職員OBが議員活動支援



廣畠氏

い課題の対応で、ご苦労が絶えないとと思うが、自治体に公人として奉職された初心に常に立ち返り、それぞれの自治体の発展のために、ご尽力いただければと思う。総務省としても皆さんと一緒に考えていく」と結んだ。

度定年退職職員が多く、制度としてあったもののが運用してこなった再任用職員制度をスタートさせようという当局サイドの思いが一致した。調整官の主な業務は、▽議員からの相談対応▽調査資料の提供（全国紙・地方紙の記事切り抜き閲覧提供、事務局購読の雑誌目次スキャン・ストック）▽事務局職員の支援（繁忙期の会議録作成など）。具体的には、受託調査として議員からの議会活動における調査依頼に対して情報収集し報告。

最初の2年間はネット検索が不得意な議員が結構おり、調査依頼が多かつた。府内各課への調査依頼もあり、議員からの調査は職員サイドからは一

般質問につながる恐れから身構える傾向にあり、調整官から趣旨、内容を読み解いて依頼することをハーダルが下がるとい



研修会の模様

【2面へ続く】

## 【1面から続く】

要旨を作成し事務局へ提出④事務局では局長、幹部が議員にヒアリングし、事実確認や文字の校正をしながら受け付け——といふもの。調整官設置後は個別の要望から政策レベルに上げるアドバイスをし、組み立てるようにした。議員が一般質問の主旨を調整官に相談し、議員と調整官が話し合いながら構成・組み立てを検討。新たな主旨に基づき議員が再調査するなどして議員と調整官が話し合いかながら作成する。

相談に当たり気をつけたことは、議員に事前調査・ヒアリングを促すこと。事実確認をしつかり行い、一般質問では施策提案をし、市長に取り組んでもらうことが主眼のため、担当課に足を運んでよく話をし、ディスカッションを繰り返す。これにより、質問の構成・アプローチの仕方もおのずとわかつてくる。できるだけ議員の意向を尊重してもらう。当局には質問文は話をして自分で一般質問の項目の情報を提供し、早めの対応をしてもらつたという。廣畠氏は調整官の仕組みについて、「市長と議員の関係が良かつたからできた」とした上で、▽部長や課長に調査依頼をするため、部長経験者でないと難しく、部長は府議に出席しているので市政全般を理解している▽一般の議会事務局職員と違い、もう一步議員個人との関係性が深く、職員からは煙たがられる可能性もあるため、自分のような再任用職員は適当——と指摘。「施策をしつかり勉強して早く一人前の議員になつてもらい、いい質問をが起こりがち」とした上が、実務上は所管の競合で、解決策として「議会運営委員会でここまでつていい施策が展開できれば。議員や職員からは助かっているとの声があるようで、それなりの仕

事はさせてもらったかなと思う」と述べた。

## 委員会の制度と運営解説



篠田本会副部長

本会の篠田副部長は、委員会の制度と運営の基本的事項について「Q&A」を交えながら解説。このうち、常任委員会と特別委員会の関係では、「所管の競合」を説明した。常任委の所管事項の一部を特別委に付託、移管した場合、「引っ越し抜いて移すので、理論上、所管の競合はあり得ない」と定めることができるかという質問がよくあふれる」と紹介し、「これはできない。やるべきではない」とキッパリ。定数とは文字通り定まった数で、明確に規定すべきであることが行政実例（昭和31年9月28日）で示さ

した。一方、議運委の所管事項を特別委に付託することはできない中で、起こりがちな事例として「設置した議会改革特別委でいろいろ検討している」。法律上、議運委の所管である委員会条例の改正の方向性を特別委でまとめてしまい、理論上あり得ない所管の競合が発生してしまう」ケースを紹介。この特別委では委員会条例改正案の審査はできず、実務上の解決策として議運のメンバーを対応をとることを示した。

委員会の定数については「議運委の定数を〇人以内と定めることができるもの」と定めることができるかという質問がよくある」と紹介し、「これはできない」と紹介し、「これが実務上は所管の競合で、実務上は所管の競合が起こりがち」とした上が、実務上は所管の競合で、解決策として「議会運営委員会でここまでつていい施策が展開できれば。議員や職員からは助かっているとの声があるようで、それなりの仕

ているほか、実務上も定足数が不明確になる大問題が生じる恐れがある」と説明した。平成18年の地方自治法改正で大きく変わった「委員の選任」は、議会事務局からの照会が多く、時間を使って説明。改正は、1人1常任委の所属制限が廃止されたほか、閉会中の委員の選任や所属変更が議長権限となつた。この改正時の総務省通知で、「開会中におり、条例の定めるところにより、委員の選任を通知で、『開会中においても、条例の定めるところにより、委員の選任を通知で、『開会中におり、委員の選任を通知で、『開会中にのみ議長が選任できるよう委員会条例を改正したところ▽総務省解釈を採用し、委員会条例で規定すれば開会中でも議長権限で委員選任を行えるところ——』というよう

に分かれた。「改正から10年以上経つており、経緯を知る方が少なくなる中で、委員の選任事由が生じたが、本会議の予定がなく、どうすればよい

かといった問い合わせがある。それぞれの市の委員会交通整理する対応をとつてもらえば」と話

## 【2面から続く】

員会条例の委員の選任規定を今一度お確かめください」と述べた。委員は1常任委から複数所属が可能になり、1人1常任委にせよ例外があり、「議長は中立性を確保する観点から、条例の規定で常任委に所属しないことや委員を辞退することができる」とした。よくある照会の「委員の選任は議長権限となっているが、本会議場で指名するのか」閉会中はどうするのか」には「本会議場で指名する必要はなく、議長室で指名し、後日本会議で報告することが考えられ、閉会中も同様。議長室はあくまで一例で、具体的には議長が決裁するといふことになる」と説明。

「議長は委員の選任事由が生じたとき、『速やかに選任すると規定されているが、今の定例会中ではなく、次の定例会の冒頭で選任することは可

能か」に対しては「速やかに」とは、できるだけ早くという意味で、次の定期例会まで選任しないのは、その趣旨に反すると解される」とした。

・委員でない議員が審査に出席できる委員外議員制度では、議長、副議長の委員会出席について解説。議長は地方自治法で、副議長を常時委員外

議員として出席を求める旨を諮って可決しておく必要がある」と説明。「この手続きをとらずに先例で慣例で副議長の出席を認めている場合があるが、これは法的根拠がなく出席していることになる」と注意喚起した。

標準市議会会議規則で規定されている「委員派遣」は、「派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得ることが必要。委員会が活動能力を有する会期中が原則だが、閉会中の継続審査・出席する法的根拠は」。これには「副議長は議長に事故がない限りは他の議員と同じ地位」としながらも、「実態面では議長と副議長は一体となつて議会を運営するので、議長に事故がなくても副議

長は議運に出席している。法的には副議長は委員外議員の手続きをとる必要がある。そのためには一般選挙後の初めての議運で、副議長を常時委員外議員として出席を求める旨を諮って可決しておく必要がある」と説明。そこで、議員派遣の手続きをとる必要がある」とした。よくある「常任委員会ごとに市内の公共施設などで各種団体との意見交換会を実施する場合に委員派遣の手続きが必要か」という照会には、「派遣手続きが必要。委員派遣に市内、市外は関係ない。委員派遣は正規の議会活動で公務扱い。広報常任委員会が市内に取材に行く場合も委員派遣の手続きが必要。議会活動で公務になるかと基本条例に規定したこと」が、閉会中の先進自治体の審査・調査に限り、調査事件を持つ委員会は

南さつま市議会事務局の相星庶務調査係長は、「派遣手続きが必要。委員会は全文筆記に近い要點筆記で実施し、本会議の分はテープ起こしを業者に委託（年間約200万円）、委員会分は事務局でカセットテープを基本条例に規定したこと」が、閉会中の継続審査・議会報告会で1定期例会28時間程度。23、24年度は全会議の反訳を事務局で実施。25年度から本会議（初日と最終は除く）は業者委託（会議1時間当たり1万800円）。29年度実績は年間46・5時間で50万2200円。

## 音声識別システムで効果



相星氏

業（きめ細かな公共施設整備事業）を活用して導入することにし、2社によるデモを実施後、製品指定した。事業費は735万円で、音声録音認識ソフトがノートパソコン1台、認識結果編集ソフトが同3台、言語モデル／辞書カスタマイズ1式、本会議場・委員会室追加音響設備1式。保守委託は63万円（平成23、24年度のみ実施）。

システムは22年度から利用を始め、委員会は6月議会から、本会議は3月議会から行つた。利用は本会議、各委員会、全員協議会、議員連絡会、議会報告会で1定期例会28時間程度。23、24年度は全会議の反訳を事務局で実施。25年度から本会議（初日と最終は除く）は業者委託（会議1時間当たり1万800円）。29年度実績は年間46・5時間で50万2200円。

## 【3面から続く】

システムの認識精度は高いとき9割で、委員会では認識率が若干下がる。はつきり・ゆっくり話す、滑舌が良い人は認識率が高い、そうでない人やマイクに近づきすぎると認識率は低下。反訳作業でパソコンには音声にあわせて認識結果、編集結果が表示され、「鹿児島もう消防相撲少し安らぎ」(調整前)、「鹿児島では猛暑も少し安らぎ」(調整後)とはいえる。ものすごく楽になつたと聞いている」。反訳作業は当日の会議分はその日に終わらせる。

導入効果としては、年間約200万円の委託料(本会議の反訳)削減のほか、会議1時間当たり6~8時間だった反訳時間が半減。反訳時間の短縮で時間外勤務が減るなど職員の負担軽減になり、委員会報告作成までの時



山崎氏

## 一筋縄でない発言の文章化

間短縮、職員人件費削減の効果があった。課題・問題点では、25年度から保守委託をしておらず、ソフトのバージョンアップが必要なほか、ICレコーダーからのファイル交換に時間がかかり、会議が重なると、反訳作業に取り掛かるまで時間を要する。会議録反訳支援・マイクシステム機器を執行部に貸し出す取り組みをしている。

相星係長は「認識率の問題はあるが、操作性が十分あり、費用対効果で入れてよかつた」と締めくくった。

：「村上春樹さんが語

るには、国際賞を授賞したときのスピーチで」「知事は能力が低いと言われている。3号機についてどう考えますか」。

北海道議会事務局議事課速記室長などを務めた

山崎氏は「40年の速記者として出くわした実例」を紹介しながら、一般質問などの音声のテープ起こしから、いかに正しく文字化するかを説いた。

冒頭の三つの文章は「最近、山ガールなど、山に魅力を感じる人が」「村上春樹さんがカタルーニヤ国際賞を受賞したときのスピーチで」「知事は、能力が低いと言われている3号機についてどう考

えますか」と、それぞれ修正した上で会議録に収められた。

山崎氏は、会議録作成者側の問題点として①発言の背景にある情報を知らなければ正しく文章化できない②作成者の知ら

ない言葉や事柄はたくさんあることを挙げ、発

言者側の問題点として①勘違い、記憶違いで事実と違うことを言う②文章のつなり方として不適切な箇所などを指摘した。

会議録に求められる要素として正確性(推敲を複数回重ねる)、「おかしい」と気づくことが必要。勝手に解釈しない。

常に「ほかの言葉の可能性」を考える)、証拠性、記録性、中立性を挙げた。

調査がいかに重要か、「文武両道が校風であるセンダイ高校を訪れ」という文章を紹介。仙台市立

仙台高校、鹿児島県立川内高校、いずれも文武両道が校風で、どちらか調べないといけない。思い込みは禁物で、「いろんな資料を見たり、発言者に確認したりして、正しいものにたどりつかない

といけない」と強調した。

発言を最大限尊重しつつ、文意を読み取れるよう削除、訂正・移動、挿入、改行、引用処理を行う整文についても言及。「やり過ぎると会議録の誤りを生む」と注意喚起し、改ざんにつながるから気を付けて」と注意喚起し、公正な作業を示すための

報告があり、了承した。31年度の社会保障関係予算案において、消費税率引き上げに伴い医療機関が負担する仕入税額相当額について診療報酬改定等で対応するとされたほか、消費税増収分により地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金を拡充することとされている。

## 病院協が役員会

天草市で

全国自治体病院経営都

市議会協議会(会長=天沼久純盛岡市議会議長)

は1月24日、副会長市の

天草市で正副会長・監事

・相談役会議を開催した。

会議では、天沼会長、古賀源一郎副会長(天草市議会議長)、金子邦彦

天草市副市長が挨拶。

協議では、平成30年度要望結果の概要について

月4日開催の第47回定期総会に提出する予定。

このほか、立川尚己天

草市病院事業部長により、

天草市における病院事業の現況や取り組みに関する講演が行われた。

天沼病院協会会長  
(盛岡市)



30年11月から31年1月に可決した意見書・決議

件名	意見書	決議
○認知症施策の推進	107	—
○義援金差押禁止法の恒久化	57	—
○無戸籍問題の解消	49	—
○Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備	31	—
○幼児教育・保育の無償化	17	—
○被災者生活再建支援制度の拡充	17	—
○防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保など	17	—
○自タク行為へのさらなる対策強化	16	—
○介護労働者の労働環境および待遇の改善	13	—
○安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善	13	—
○私学助成の拡充	13	—
○主要農作物種子法の復活	13	—
【小計】	363	—
○その他	319	33
【総合計】	682	33

\*件名は代表的なもので、同内容のものも含めている  
※意見書・決議の件数が多い順に掲載

## 議会

# トピックス

30年11月から31年1月に全国の市議会で可決した意見書・決議

\*意見書・決議のうち、本会に報告にあつた件数を取りまとめた。件数の多い順に内容を紹介する。

### 認知症施策の推進

意見書・決議で最多だったものが「認知症施策の推進」で107件。ほとんどが前文で、認知症の人のが2015年に推計で約525万人であったが、25年には推計で700万人を突破すると見込まれていることで、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指す

知症支援コーディネーターに対する研修など支援体制の整備や本人の状態に応じた就労継続、社会参加ができる環境の整備④認知症の全国規模の疫

### 認知症施策の基本法・支援体制を

30年11月～31年1月

ことが重要としている。その上で①国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法の制定②認知症

学調査と疾患登録に基づくビッグデータを活用し、有効な予防法や行動・

心理症状に対する適切な対応⑤次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や

最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発と、認知症の人の心身の特性に応じたりハピリや介護方法に関する研究の推進

一

くビッグデータを活用し、理解促進と適切な対応の周知徹底②嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長

など、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正の検討③強制認知調停の申し立て受け付けなどの際、家庭裁判所での不適切な指導がないよう

な是正や関連する法務省、裁判所のホームページの記載、申立書の書式の改定などを求めている。

「義援金差押禁止法の恒久化」は57件。ほとんどが、災害が起こるたびに個々に対応する時限立法である「義援金差押禁止法」について、災害が頻発化する中、国会閉会

一

きることの、関係機関の理解促進と適切な対応の周知徹底②嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長など、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正の検討③強制認知調停の申し立て受け付けなどの際、家庭裁判所での不適切な指導がないような是正や関連する法務省、裁判所のホームページの記載、申立書の書式の改定などを求めている。

配置が進むよう周知徹底、教員向けの研修などの充実③学校現場と企業などの協働で、学校教育で効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証による、学校教育の質の向上などを求めている。

### 無戸籍問題の解消

「無戸籍問題の解消」は49件。ほとんどが①無戸籍状態でも、一定の要件のもとで各種行政サー

クス等を受けることがで

きることの、関係機関の理解促進と適切な対応の周知徹底②嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長など、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正の検討③強制認知調停の申し立て受け付けなどの際、家庭裁判所での不適切な指導がないような是正や関連する法務省、裁判所のホームページの記載、申立書の書式の改定などを求めている。

配置が進むよう周知徹底、教員向けの研修などの充実③学校現場と企業などの協働で、学校教育で効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証による、学校教育の質の向上などを求めている。

### Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備

「Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備」は31件。全てが①2018～22年度までの地方財政措置が、自治体でICT環境整備により使い勝手の良い制度

にするなど一層の拡充②教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の耕・工業・情報社会に統へ、新たな社会を指す。

※「本会に報告のあった件数」とは、各市区議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力されたもののほか、郵送などで受け付けたもの。各市区議会から本会ホームページのオンライン調査・回答システムに入力された意見書・決議（平成16年以降のものは、メンバーのページから検索し、閲覧できる）